
株式会社三八緑化技術

ポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書

2026 年 3 月 19 日

 青森みちのく銀行

株式会社青森みちのく銀行（以下、当行）は株式会社三八緑化技術（以下、当社）に対してポジティブ・インパクト・ファイナンス（以下、PIF）を実施するにあたって、当社の事業活動が環境・社会・経済に及ぼすインパクト（ポジティブな影響及びネガティブな影響）を分析・評価し、「ポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書」（以下、本評価書）を作成した。

本評価書における分析・評価は、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「PIF 原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させたうえで、当行が開発した評価体系に基づいて行っている。

なお、当行が開発した当該評価体系については、株式会社日本格付研究所（以下、JCR）から第三者意見書の提供を受けている。

【評価対象のファイナンス概要】

企 業 名	株式会社三八緑化技術
借 入 金 額	50,000,000 円
資 金 使 途	運転資金
借 入 期 間	7 年

【目次】

1. 企業概要.....	4
(1) 企業情報	4
(2) 事業活動	5
(3) 経営方針	7
(4) サステナビリティ	8
2. インパクトの特定・評価.....	13
(1) インパクト分析	13
(2) ロジックモデルによる整理	14
(3) インパクトの特定.....	15
(4) インパクトニーズの確認	17
(5) インパクトの評価.....	20
3. モニタリング	23
(1) 当社におけるモニタリング体制	23
(2) 当行によるモニタリング体制	23

1. 企業概要

(1) 企業情報

【企業情報】

企 業 名	株式会社三八緑化技術
所 在 地	青森県八戸市大字是川字向古戸 5 番地 8 号
代 表 者	代表取締役 一ノ渡 宣広
設 立	1973 年 3 月 6 日
資 本 金	3,000 万円
売 上 高	1.7 億円 (2025 年 3 月期)
従 業 員 数	13 人 (2025 年 3 月期)
建 設 業 許 可	とび・土工/土木/造園
事 業 内 容	・ 法面保護工事 ・ 造園工事 ・ 土木工事 (青森県知事許可 第 011770 号)
事 業 拠 点	本社 (青森県八戸市)

【沿革】

1972 年	三八造園創業
1973 年	有限会社三八造園に改名 法面工事に着手
1975 年	海岸緑化の技術開発・法面保護工法の特許申請
1977 年	海岸緑化事業を全国治山研究会に発表 (青森県)
1979 年	海岸緑化事業が林野局長賞を受賞 (青森県)
1985 年	法面保護法の特許取得 第 1293905 号
1993 年	法面保護法の改良の特許取得 法面修正用マットが実用新案を取得
2000 年	株式会社三八緑化技術に組織変更
2002 年	前田眞一氏が代表取締役に就任
2015 年	一ノ渡和宣氏が代表取締役に就任
2024 年	一ノ渡宣広氏が代表取締役に就任

（２）事業活動

【事業内容】

当社は造園工事を祖業に 1972 年に青森県八戸市にて創業し、後に法面工事に着手し、海岸緑化事業において林野局長賞を受賞している。法面工事では3つの特許を有しており、環境面も配慮しながら、ニーズや現場状況に応じたきめ細かな質の高いサービスを提供している。青森県三八地域を中心に上北地域～岩手県を主な営業エリアとしている。

法面工事は、山地や河川、道路などの斜面や崖を安定させる工事であり、台風や地震といった災害時に発生する土砂崩れや崩落を防ぐ役割を担っている。

＜本社＞



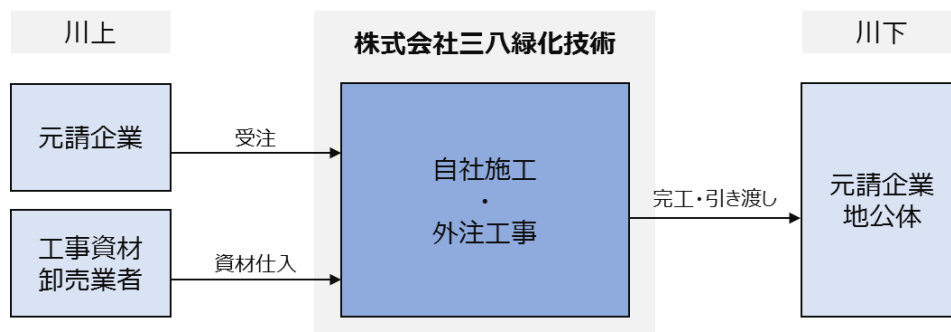
＜法面工事の様子＞



（出所）当社提供資料・HP より引用

主な営業エリアである青森県三八上北地域は緑化工の受注が多く、岩手県は急な斜面や岩肌が多いため構造物工の受注が多い傾向がある。競合先の減少や関東圏の大手業者と比較し高品質なサービスを提供しているため、多数の取引先と長い関係性を構築していることが当社の強みとなっている。

＜ビジネス商流図＞



（出所）当社へのヒアリングにより当行作成

法面工事の工法は大きく 3 つに分類され、それぞれの特徴は以下の通りである。

- ・ 緑化工

緑化工は植物種子や肥料、水などを練り混ぜた基材を撒くことで法面表層部の保護・安定化を図る工事である。特徴として植物が成長して法面を覆い、風雨による法面の浸食を防御し風化を抑制する。また、植物の根が法面の土と絡み合い、土砂崩れを防御する役割を持っている。植生工のメリットとして景観や自然環境の保全、温暖化対策にも有効である。



(出所) 当社 HP より引用

- ・ 構造物工

構造物工はモルタルコンクリート、ロックボルト、アンカー等を使用して法面の保護・強化・安定化を図る工事である。法面のある地山の地質が土砂や軟岩などで形成されている場合、風雨による風化の影響を受けるため、構造物による防御が必要となる。また、法面表層部の防御だけでなく、表層部から地中深い部分における崩壊や崩落の防御も求められるため、ロックボルトやアンカーを地中深くまで挿入し法面の保護・強化・安定化を図っている。



(出所) 当社 HP より引用

- ・ 排水工

排水工は法面の風化・浸食・崩壊の原因となる、降雨などの地表水や浸透水を排水する工事である。土砂崩れや地すべりの発生を防ぐ役割を持っている。

(3) 経営方針

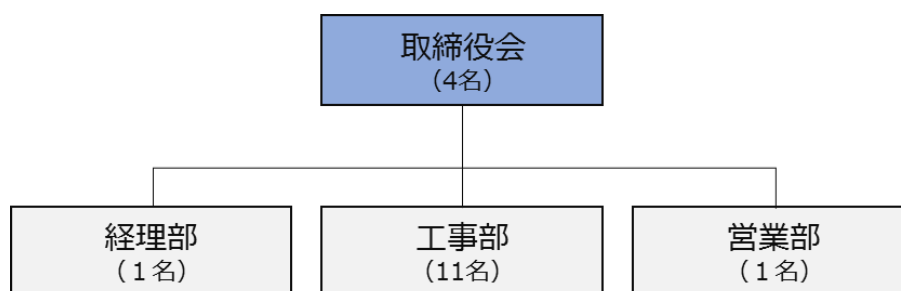
【経営理念】

当社は、経営理念を以下のように定めている。

経営理念
全従業員の物心両面の幸福を追求し、 日本の安全、経済の発展に貢献する企業を目指す。 ＜社長メッセージ＞ 三八緑化技術が成功と成長を続けていくためには従業員の力が必要不可欠であると考えています。そのため、従業員の家庭を守り、心身ともに健康で生き生きと働ける環境を第一にしています。我々は皆さまが安心・安全な環境で生活できるよう日々努力しております。我々の活動を通じて日本の安全、経済の発展に貢献する企業となれるようこれからも進み続けていきます。

(出所) 当社 HP より引用し当行作成

＜組織図＞



(出所) 当社へのヒアリングにより当行作成

（４）サステナビリティ

【サステナビリティへの取り組み】

A.環境面

■ 緑化工による環境改善

- ・ 前述のとおり緑化工は、法面へ植物を繁殖させることで表層部の保護安定化を図る工法であるため、同時に環境改善効果も発揮することが可能である。法面に繁殖した植物の光合成により CO₂ が固定化されるため、脱炭素化の実現にも貢献している。また緑化によって雨水が地中に浸透されることによる水循環の改善効果や、生物種に対する生息地の提供といった生物多様性の創出といった効果も発揮している。

＜緑化工＞



（出所）当社 HP より引用

■ CO₂ 排出量削減に向けた取り組み

- ・ 当社は脱炭素経営の実現に向けて、CO₂ 排出量の削減に向けた取り組みを行う方針としている。CO₂ 排出量の削減に向けて、まずは自社の CO₂ 排出量の把握を行い、削減計画を策定したうえで、具体的な取り組みを行うことを検討している。
- ・ 電気使用量の削減に向けて、事務所内の LED 化は完了しており、今後は空調設備等の省エネ設備への更新に着手する方針である。保有車両については環境配慮型車両の導入に着手することとしており、今後更新の際には可能な限り燃費性能が高い車両・重機を導入することで、燃料使用量の削減に取り組む方針としている。

【保有車両一覧】※2025 年 3 月時点

保有車両・台数			
普通車両	9 台	トラック・ユニック	5 台
ショベルカー・バックホー	5 台	ダンプカー	2 台

（出所）当社資料より当行作成

■ 自然環境・生物多様性への負荷軽減

- ・ 当社は事業活動による環境への悪影響を最小限に抑える取り組みを行っている。施工時においては、環境関連の法令を遵守しつつ、工事による環境への影響を適切に把握・管理している。保有する工事車両については、定期的なメンテナンスを行うことで本社駐車場や現場等での油漏れを防止しており、近隣の河川や土壌での汚染発生を防止している。また車両運行時にはこまめなアイドリングストップを行うことで排気ガスの発生を抑制している。

＜当社が保有する重機・車両＞



(出所) 当社提供資料

- ・ 当社は事業活動による産業廃棄物の発生抑制に向けて、リサイクルや代替品の使用などの活動を行っている。現場で使用する資材について、従前まではビニール袋で梱包された資材を使用していたため、使用の都度ビニール袋が廃棄物として排出されていたが、複数回使用可能なフレコンバックでの仕入に変更したため、廃棄物の発生が抑制されている。また、緑化工に使用する接着剤については、従来は缶入りの液体接着剤を使用していたが、袋詰め顆粒接着剤に変更したことで缶の廃棄処理を削減している。また事務所内においても、裏紙の利用促進により、コピー用紙の使用量や廃棄物の排出量の削減に取り組んでいる。

＜フレコンバックの利用＞



＜顆粒接着剤＞

■特 長

●廃缶処分の心配がない

粉末・袋詰めのため、施工現場での廃缶処分の心配がありません。



(出所) 当社提供資料、「ルナゾール[®]パウダーS」パンフレットより引用

B.社会面

■ 従業員のスキルアップ支援

- ・ 法面工事は、急斜面での作業という特殊な環境下にも対応する作業員のスキルや経験が必要となるため、当社としても積極的に従業員のスキルアップを支援している。当社は従業員の資格取得や講習受講にかかる費用負担を実施しており、2024年度の支援実施件数は5件となっている。

【従業員の保有資格】 <2025年3月時点実績>

資格	人数	資格	人数
一級土木施工管理技士	3人	二級土木施工管理技士	7人
一級造園施工管理技士	1人	二級造園施工管理技士	2人
一級機械施工技師	2人	二級機械施工技師	1人
法面施工管理技士	1人	一級建築物石綿含有建材調査者	1人
車両系建設機械運転技能講習 (整地・運搬積込み及び掘削)	10人	車両系建設機械運転技能講習 (解体)	3人
不整地運搬車技能講習	3人	小型移動式クレーン技能講習	12人
玉掛け技能講習	13人	石綿作業主任者	4人
足場組立作業主任者	3人	地山掘削作業主任者	5人
伐木等安全衛生特別教育	13人	刈払機作業の安全衛生教育	6人
ロープ高所作業に関わる業務 特別教育	13人	フルハーネス型安全帯使用作業 特別教育	13人
足場組立等業務特別教育	13人	ボーリングマシン特別教育	3人
ローラー運転特別教育	6人	動力巻上装置運転特別教育	4人
軌道装置運転特別教育	1人	高所作業車運転特別教育	2人
粉塵作業特別教育	7人	モノレール取扱主任者	2人
危険物取扱者丙種	1人	高圧、特別高圧、低圧線等 電気取扱業務特別教育	2人
アーク溶接等の特別教育	2人	ガス溶接技能講習特別教育	1人
振動工具取扱特別教育	10人	酸素欠乏危険作業特別教育	3人
研磨砥石特別教育	2人	ゴンドラの作業特別教育	1人
職長教育特別教育	10人		

(出所) 当社資料より当行作成

■ 安心安全な労働環境の整備

- ・ 有給休暇の取得については、2024 年度の平均有給休暇取得日数は青森県平均が 10.5 日に対し、当社は役員を中心とした積極的な取得推奨により 20 日と高水準となっている。勤務時間については、基本的には定時での出社退社が実現できており、2024 年度の平均残業時間は月に 1 時間程度と、現場でのイレギュラー対応によるもののみとなっている。当社による健康診断の受診率は 100%となっており、再検査対象者に対しては再受診を促すなど、従業員の健康増進に向けた取り組みを行っている。
- ・ 法面工事は、高所や斜面での作業や重量物の取り扱いによる転落や土砂崩壊などの重大事故や使用する建材等による健康被害のリスクがある業界であるため、当社としても安全衛生管理計画表を作成し、労働災害の発生防止対策を行っている。労災の発生状況については、1972 年から 2025 年までは 0 件を維持しており、2026 年 1 月に 1 件の発生となっている。再発防止に向けて、以下の安全衛生管理計画表を再整備し、朝礼などでの呼びかけを通じて周知徹底を図っている。

<令和 8 年度 安全衛生管理計画表>

基本方針	・ 安全衛生活動を積極的に推進し、安全で健康的な職場環境を確立する
目標	・ 死亡事故ゼロ、休業災害ゼロを目指す
実施事項	・ 毎月第 1 または第 3 土曜日に安全衛生会議を行う ・ 労働者全員への活動の周知徹底 ・ リスクアセスメントの実施 ・ 現場安全パトロールの実施 ・ KY（危険予知）活動を日常的に定着させる ・ ヒヤリハットの事例収集 ・ 作業手順の見直しを行う ・ 定期自主点検の実施 ・ 定期健康診断の実施 ・ 必要な特別教育の未修了者をなくすため、講習を受ける

（出所）当社資料より当行作成

■ 働きやすい職場環境の整備

- ・ 賃金水準については、賃金構造基本統計調査における青森県八戸市の平均水準を上回る水準となっている。特殊性が求められる業種のため積極的に正規雇用を行っており、非正規雇用者も含め法定の福利厚生や社会保険を含む各種手当についても一通り充足している。女性従業員比率は7.7%となっており、産休・育休制度や時短勤務などの制度整備も行っている。雇用者数の増加に向けて、男女ともに育児休暇を取得できる制度やハラスメントの禁止を明記した就業規則の整備など、誰もが働きやすい職場環境の整備を行っている。

C.経済面

■ インフラ整備・災害対策への貢献

- ・ 災害対策における法面工事は、人命とインフラを守る“防波堤”の役割を果たしており、近年における自然災害の激甚化を受け国土強靱化計画が施行されている背景からも、その重要性は飛躍的に高まっている。施工により崩壊を未然に防ぐことで、地域住民の暮らしや民間企業の産業活動の保護にも大きく貢献している。また道路沿いの法面の強化は、避難や救援物資の輸送を支える幹線道路の寸断を防止することにもつながっている。青森県や八戸市のような積雪寒冷地における法面工事は、凍結融解（冬期間中に土壌に入り込んだ水分が凍って膨張し、春先に融解することで地盤が緩み、土砂崩れなどを誘引する自然現象）の発生防止にも貢献している。

＜法面工事の様子＞



（出所）当社 HP より引用

- ・ 当社は地方自治体を発注元とした一次下請での受注が主体であり、当社による円滑な業務遂行は、元請先企業の建設会社や中小企業をメインとした資材の仕入先企業の業績伸長にも貢献している。また他地域の同業者とも協力関係を構築しており、当社内の人員で対処しきれない量の受注を受けた際には、協力企業と共同で対応を行うことで、切れ目ない工事サービスの提供を可能にしている。このように、当社は法面工事業界や同業他社の発展にも大きく貢献している。

2. インパクトの特定・評価

(1) インパクト分析

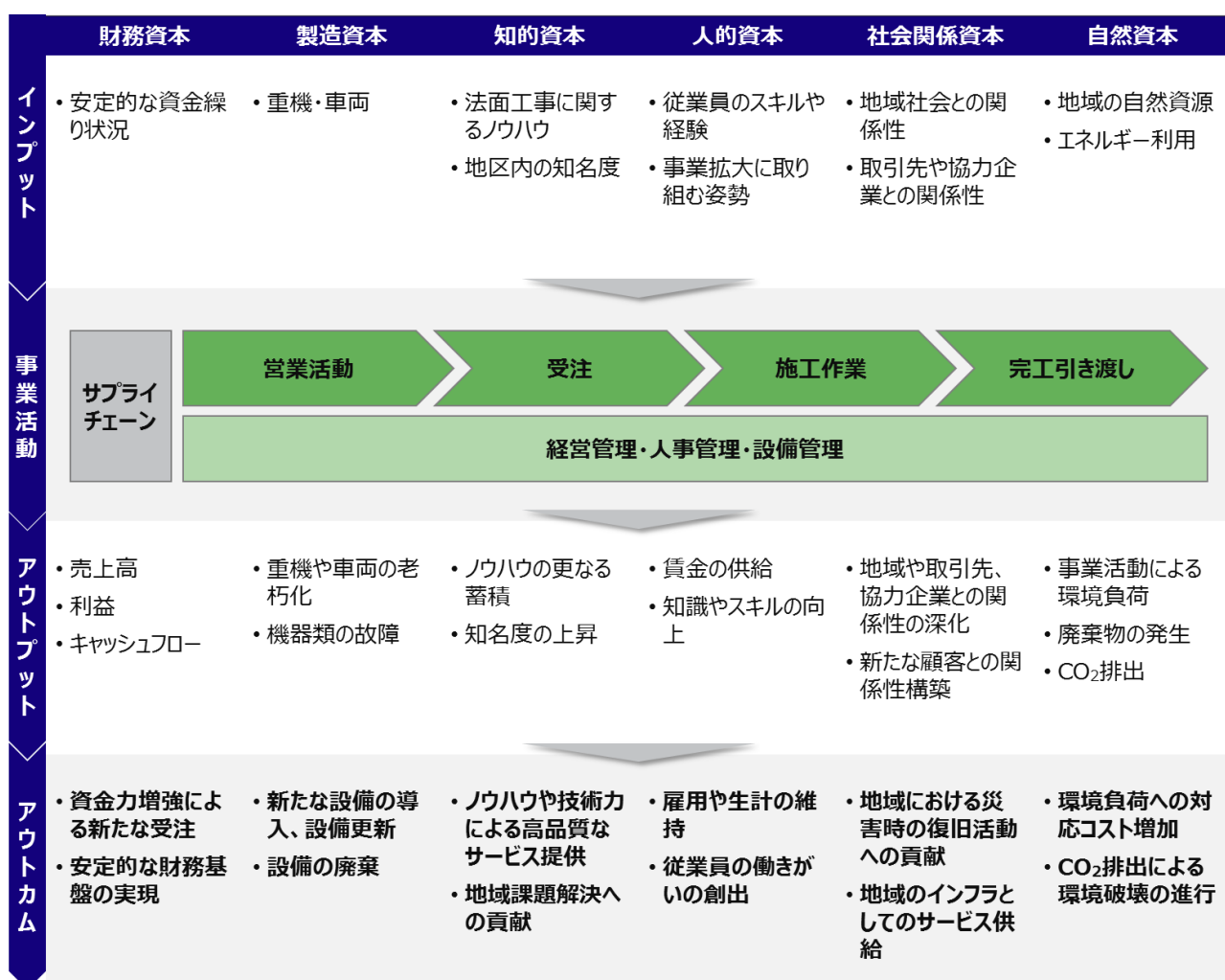
UNEP FI が公表しているインパクトレーダーにより特定された当社のポジティブインパクト（PI）及びネガティブインパクト（NI）は以下の通り。

国際標準産業分類			4290 その他土木工事 建設業	
大分類	インパクトエリア	インパクトトピック	PI	NI
社会	人格と人の安全保障	紛争		
		現代奴隷		●●
		児童労働		
		データプライバシー		
		自然災害		●●
	健康および安全性	—		●●
		—		
	資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	水		
		食料		
		エネルギー		
		住居		
		健康と衛生		
		教育		
		移動手段		
		情報		
		コネクティビティ		
		文化と伝統		●
		ファイナンス		
	生計	雇用	●	
		賃金	●	●●
		社会的保護		●
	平等と正義	ジェンダー平等		
		民族・人種平等		●●
		年齢差別		
		その他の社会的弱者		●●
経済	強固な制度・平和・安定	法の支配		
		市民的自由		
	健全な経済	セクターの多様性		
		零細・中小企業の繁栄	●	
	インフラ	—	●●	
自然環境	経済収束	—		
	気候の安定性	—		●●
		—		●●
	生物多様性と生態系	水域		●
		大気		●
		土壌		●●
		生物種		●●
		生息地		●●
	サーキュラリティ	資源強度		●●
		廃棄物		●●

●：関連のあるカテゴリ、●●：関連の強いカテゴリ

(2) ロジックモデルによる整理

当社のバリューチェーンに基づきロジックモデルを作成し、以下のように当社のインパクトを整理した。ロジックモデルにおいては、6つの資本（財務資本、知的資本、人的資本、製造資本、社会関係資本、自然資本）の観点から、どのような「インプット」を用いて「事業活動」を行い、その結果としてどのような「アウトプット」が生じるか、そしてそのアウトプットがどのような「アウトカム」を引き起こすかの整理を行った。



(3) インパクトの特定

以上の分析を踏まえて、当社の事業や取り組みによるインパクトを以下のように特定した。

取組内容	特定するインパクト
■ 緑化工による環境改善	PI：気候の安定性、水域、土壌、生物種、生息地
■ CO ₂ 排出量削減に向けた取り組み	NI：気候の安定性、資源強度
■ 自然環境・生物多様性への負荷軽減	NI：水域、大気、土壌、生物種、生息地、資源強度、廃棄物
■ 従業員のスキルアップ支援	PI：教育 NI：社会的保護
■ 安心安全な労働環境の整備	NI：健康および安全性
■ 働きやすい職場環境の整備	PI：雇用、賃金 NI：社会的保護、ジェンダー平等
■ インフラ整備・災害対策への貢献	PI：零細・中小企業の繁栄、インフラ NI：自然災害

インパクトレーダーにより特定されたものの、インパクト特定しないものは以下の通り。

大分類	インパクトエリア	インパクトトピックス	PI/NI	特定を行わない理由
社会	人格と人の安全保障	現代奴隷	NI	・ 法令やコンプライアンスを遵守した雇用を行っており、事業活動の中で強制労働を強いることはないため。
	資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	文化と伝統	NI	・ 工事前の影響調査により、文化遺産等を侵害する可能性はないため。
	生計	賃金	NI	・ 地区内の業界水準を上回る賃金水準かつ収入も安定的であるため。
	平等と正義	民族・人種平等	NI	・ 外国人労働者は採用していないが、民族や人種による差別がない、多様な人材が活躍できる環境を整備しているため。
		その他の社会的弱者	NI	・ 障がい者は雇用していないものの、対応する労働環境や制度など、多様な人材が活躍できる環境を整備しているため。

最終的に特定された当社のインパクトは以下の通り。

当社全体			修正前		⇒	修正後	
大分類	インパクトエリア	インパクトトピック	PI	NI		PI	NI
社会	人格と人の安全保障	紛争					
		現代奴隷		●			
		児童労働					
		データプライバシー					
		自然災害		●			●
	健康および安全性	－		●			●
	資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	水					
		食料					
		エネルギー					
		住居					
		健康と衛生					
		教育				●	
		移動手段					
		情報					
		コネクティビティ					
		文化と伝統		●			
		ファイナンス					
	生計	雇用	●			●	
		賃金	●	●		●	
		社会的保護		●			●
	平等と正義	ジェンダー平等					●
		民族・人種平等		●			
		年齢差別					
		その他の社会的弱者		●			
経済	強固な制度・平和・安定	法の支配					
		市民的自由					
	健全な経済	セクターの多様性					
		零細・中小企業の繁栄	●			●	
	インフラ	－	●			●	
自然環境	経済収束	－					
	気候の安定性	－		●		●	●
	生物多様性と生態系	水域		●		●	●
		大気		●			●
		土壌		●		●	●
		生物種		●		●	●
		生息地		●		●	●
	サーキュラリティ	資源強度		●			●
		廃棄物		●			●

(4) インパクトニーズの確認

A. 日本におけるインパクトニーズ

「SDGs インデックス&ダッシュボード」を参照し、国内のインパクトニーズと当社のインパクトを確認する。

「SDGs インデックス&ダッシュボード 2025」は、SDGs の 17 の目標別に日本の達成度を表している。「緑は目標達成」、「黄は課題が残る」、「橙は大きな課題が残る」、「赤は重要な課題が残る」としている。

当社のインパクトに対する SDGs は「8,11,13」に対して、日本のインパクトニーズでは、「6,8」においては課題が残る、「11」においては大きな課題が残る、「12,13,14,15」においては重要な課題が残るとなっており、国内のインパクトニーズと当社のインパクトが一定の関係性があることを確認した。



(出所) SDGs インデックス&ダッシュボードより引用

B.青森県におけるインパクトニーズ

当社の主な事業エリアである青森県では、「青森県基本計画『青森新時代』への架け橋」(2024-2028)を策定している。当計画の推進にあたっては、SDGs 17のゴールとの関連性を念頭に各事業を企画・立案し、SDGsの理念を踏まえながら各種施策を展開し、SDGsの取組主体となる市町村や企業、関係団体等への情報発信や、取り組みを「見える化」する制度の運用等により、県民のSDGsに対する認知度向上と主体的な取り組みを促していくものと記載されている(第6章「計画の推進」)。

今回特定した当社のインパクトに対するSDGsのゴールは、「青森県基本計画『青森新時代』への架け橋」とも概ね整合しており、当社の取り組みは青森県においても重要度が高いものと判断できる。

3 SDGsの理念を踏まえた各種施策の展開

グローバル化が進展する中で、経済・社会・環境をめぐる広範な課題を統合的に解決することを目指すSDGs(持続可能な開発目標)への取組が、国際社会全体で進められています。SDGsの17のゴール(目標)の達成に向けては、一人ひとりが自分事として考え、行動することが重要であるとともに、これら17のゴール(8つの優先課題⁴⁹を含む)はこの計画における各政策・施策とも関わりが深いものとなっていることから、計画の推進に当たっては、SDGsの17のゴールとの関連性を念頭に各事業を企画・立案し、SDGsの理念を踏まえながら各種施策を展開します。

また、SDGsの取組主体となる市町村や企業、関係団体等への情報発信や、「青森県SDGs取組宣言登録制度」の運用等により、県民のSDGsに対する認知度向上と主体的な取組を促していきます。

参考：青森県基本計画の政策体系とSDGsの8つの優先課題との関連

SDGsの8つの優先課題	あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー平等の実現	健康・長寿の達成	成長市場の創出・地域活性化、科学技術イノベーション	持続可能な強靱な国土と質の高いインフラの整備	省・再生可能エネルギー、防災・気候変動対策、循環型社会	生物多様性、森林、海洋等の環境の保全	平和と安全・安心社会の実現	SDGs実施推進の体制と手段
所得向上と経済成長	●		●					
健康を支える医療環境の向上と共生社会の実現	●	●					●	
こどもの健やかな成長	●	●	●				●	
自然環境との調和とその活用	●		●		●	●		●
国内外とつながる交流・物流の拡大	●		●	●				
持続可能な地域社会の形成	●		●				●	
安全で利便性の高いインフラの整備	●		●	●	●		●	
計画の推進	●							●

※●は特に関連性の強い項目

49 8つの優先課題：国は、「SDGs実施指針」において、SDGsの17のゴールと169のターゲットのうち、日本として特に注力すべきものとして8つの優先課題を決定しています。

(出所) 青森県基本計画より引用

C. 当行が認識する社会課題との整合性

当行親会社であるプロクレアホールディングスでは、2022年4月に「サステナビリティ方針」を策定し、持続可能な地域社会の実現に貢献することを目指している。2024年2月にはプロクレアグループが地域課題の解決を目的として、事業活動において優先的に取り組むべきマテリアリティ（重要課題）を特定し、各マテリアリティに関連してプロクレアグループの事業活動が地域に対しどのようなインパクトを与えるのかを整理するとともに、プロクレアグループの主要な取り組みについて KPI を設定している。

当社の特定したインパクトと当行のサステナビリティ方針は方向性が一致しており、全体的に整合的であると言える。

プロクレアホールディングス サステナビリティ方針

彩り豊かな未来を、
次の世代に

私たちは、愛する“ふるさと”を美しいまま
次の世代に受け継いでいくため、
彩り豊かな未来の創造に向けて挑戦してまいります。
地域におけるあらゆる課題や無限の可能性と向き合い、
環境、社会、ガバナンスの観点から持続可能な事業活動を通して
皆さまとともに歩み続けます。

地域課題を踏まえたマテリアリティ

(※) <サステナブルファイナンスの定義>

環境課題や社会課題を解決し、持続可能な社会を実現するための投融資

テーマ	マテリアリティ	概要	主な取り組み項目	実績 (2024年度までの累計) / KPI(2030年度末まで)	地域へのアウトカム
地域経済	地域経済活性化の支援	●人口減少や少子高齢化等の社会課題に直面する地域・取引先を多面的に支援し、地域経済の活性化を牽引する。	●社会課題解決に取り組む企業の伴走支援 ●金融教育の提供	サステナブルファイナンス実行額 1,267億円 / 6,000億円	●事業先数の増加 ●後継者不在を理由にした廃業先の減少 ●県内就業者の増加 ●金融リテラシー向上と安定的な資産形成の実現
	地域資源の付加価値向上	●歴史・文化や人材をはじめとする有形・無形の地域資源の付加価値向上や、新たな地域資源の発掘に取り組む。 ●地域の行政やコミュニティ・若者等と、地域資源活用に向け協働する。	●地域の持続可能性向上に向けた地公体との連携 ●地域資源を有効活用する新規事業発掘 ●地域のDX推進の支援	新規事業シーズ 発掘件数 6件 / 100件	●地域資源を有効活用した新規事業の増加 ●高いスキルを持つ人材の県内での活躍 ●ふるさとの魅力向上
自然環境	気候変動・脱炭素への対応	●当社グループのGHG排出量削減に取り組む。 ●地域・取引先の気候変動対策への取り組みを推進する。	●サステナブルファイナンス(うち環境分野)の推進 ●TCFD/Scope1~3のGHG排出量の算定と削減策推進 ●取引先との気候変動対応に向けた対話促進	サステナブルファイナンス実行額 (うち環境分野) 404億円 / 2,000億円	●青森県のGHG排出量削減目標 (2013年度→2030年度で51.1%削減)、 2050年カーボン・ニュートラルの達成 ●気候変動対応や脱炭素に取り組む取引先の増加、地域のレジリエンス強化
	自然環境保全への貢献	●自然環境・生物多様性の保全に取り組む。 ●自然環境と支え合う関係にある農林水産業の持続的な発展を支援する。	●サステナブルファイナンス(うち農林水産分野)の推進 ●農林水産業スマート化支援 ●森林保全や海岸美化活動への取り組み	サステナブルファイナンス実行額 (うち農林水産分野) 106億円 / 1,000億円	●農林水産業の生産性向上 ●森林保全、海岸美化の進展
人的資本	自律人材の育成・活躍促進	●職員の成長マインドの醸成と成長機会の提供により、一人ひとりの自律的な専門性向上・能力発揮を促す。	●職員の自律的キャリア形成の支援 ●経営戦略に沿ったスキルの習得支援 ●リスキリング促進や外部スキルの取り込みによる人材活用領域の拡大 ●地域課題解決に向けた人材活躍の支援	サステナビリティ関連 資格取得者数 265人 / 500人	●高いスキルや専門性を活用した、 地域課題の解決に向けた取り組みの進展 ●職員のエンゲージメント向上、定着率向上
	ダイバーシティ&インクルージョンの推進	●職員の働きやすい環境、柔軟な働き方の整備、及び活躍機会の提供により、多様な人材の活躍を推進する。 ●多様性を活かす取り組みについて情報発信を行い、地域におけるD&Iをリードしていく。	●働きやすい環境の整備 ●柔軟な働き方の推進(フレックスタイム・テレワーク等) ●シニア・障がい者雇用 ●D&Iの取り組みに係る対外情報発信	管理職以上に占める女性の割合 21.8% / 2030年3月末において 30%以上	●地域におけるD&Iの浸透 ●シニア・障がい者の雇用促進

(出所) 株式会社プロクレアホールディングス「統合報告書 2025」より引用

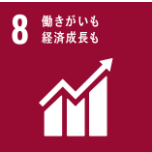
(5) インパクトの評価

特定したインパクトの発現状況をファイナンス後に測定可能なものとするため、それぞれに対し、目標と KPI を設定する。

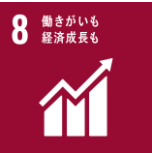
■ CO₂ 排出量削減に向けた取り組み

インパクトの種類	環境面において NI を低減
インパクトカテゴリ	NI：気候の安定性、資源強度
関連する SDGs	
目標と KPI	① CO₂ 排出量の算定 KPI：2026 年度までに実施（2024 年度実績：未実施） ② CO₂ 排出量の削減に向けた計画の策定 KPI：2028 年度までに策定（2024 年度実績：未実施） ③ ①②達成後、CO₂ 排出量削減計画に基づいた取り組み実施 KPI：毎年度の実施（2024 年度実績：未実施） ④ 売上高当たりのガソリン使用量の削減 KPI：毎年度 1%削減（2024 年度実績：146L） ⑤ 売上高当たりの軽油使用量の削減 KPI：毎年度 1%削減（2024 年度実績：23,607L）

■ 従業員のスキルアップ支援

インパクトの種類	社会面において PI を増大/NI を低減
インパクトカテゴリ	PI：教育 NI：社会的保護
関連する SDGs	
目標と KPI	① 従業員の資格取得件数の増加 KPI：毎年度 1 件取得（2024 年度実績：0 件）

■ 安心安全な労働環境の整備

インパクトの種類	社会面において NI を低減
インパクトカテゴリ	NI：健康および安全性
関連する SDGs	
目標と KPI	① 年次有給休暇の取得率 100%維持 KPI：毎年度 100%（2024 年度実績：100%） ② 休業 4 日以上労働災害の発生防止 KPI：毎年度 0 件（2024 年度実績：0 件※） ※2025 年度は 1 件発生

■ インフラ整備・災害対策への貢献

インパクトの種類	社会面において NI を低減 経済面において PI を増大
インパクトカテゴリ	PI：零細・中小企業の繁栄、インフラ NI：自然災害
関連する SDGs	
目標と KPI	① 完工高の増加 KPI：2026 年度 2 億円以上（2024 年度実績：1.7 億円） 2027 年度以降、前年度対比 3%増加 ※融資時点で 2025 年度実績値が確定しているため、 2026 年度からの目標設定とする

【特定したネガティブインパクトに対して KPI を設定しない理由】

大分類	インパクト	KPIを設定しない理由
社会	ジェンダー平等	男性・女性が区別なく活躍でき、働きやすい職場環境を整備しているため。
自然環境	水域	環境関連の法令を遵守し、工事による環境の悪影響を十分に抑制しており、緑化工法の推進により環境改善にも貢献しているため。
	大気	
	土壌	
	生物種	
	生息地	
	廃棄物	リサイクルや代替品の使用などにより廃棄物の発生を最小限に抑えているため。

3. モニタリング

(1) 当社におけるモニタリング体制

当社では、本ファイナンスに取り組むにあたり、代表取締役 一ノ渡 宣広 氏が中心となり、インパクトの特定及び目標と KPI の策定を実施した。

本ファイナンス実行後においては、以下の通り担当者を定め、各 KPI の達成状況について定期的に管理・確認を行っていく方針である。

(KPI 管理責任者・モニタリング担当者) 代表取締役 一ノ渡 宣広 氏

なお、各 KPI の達成状況については、決算期末より 4 ヶ月以内に当行に対して報告する予定である。

(2) 当行によるモニタリング体制

PIF の契約期間中においては、本ファイナンスで策定した KPI の達成状況について、当社と当行が年 1 回以上の話し合う場を設け、その進捗状況を確認する。KPI の進捗状況に応じて、当行は KPI の達成に向けたサポートを適宜実施する予定である。事業環境の変化等により当初設定した KPI が実情にそぐわなくなった場合は、当社と協議の上、再設定を検討する。

【本評価書に関する重要な説明】

1. 本評価書は、当行が現時点で入手可能な公開情報、当社から提供された情報や当社へのインタビューなどで収集した情報に基づいて、現時点での状況进行评估したものであり、将来における実現可能性やポジティブな成果等を保証するものではありません。また、当行は本評価書を利用したことにより発生するいかなる費用または損害について一切責任を負いません。
2. 当行が本評価に際して用いた情報は、当行がその裁量により信頼できると判断したものではあるものの、これらの情報の正確性について独自に検証しているわけではありません。これらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明または保証をするものではありません。
3. 本評価書に関する一切の権利は当行に帰属します。評価書の全部または一部を自己使用の目的を超えての使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）、または使用する目的で保管することは禁止されています。

（本件に関するお問い合わせ先）

〒030-8668

青森県青森市橋本一丁目 9 番 30 号

株式会社青森みちのく銀行

法人コンサルティング部

プランナー 杉山 雄太

アソシエイト 富樫 龍也

TEL : 017-777-1120

第三者意見書

2026 年 3 月 19 日

株式会社 日本格付研究所

評価対象：

株式会社三八緑化技術に対するポジティブ・インパクト・ファイナンス

貸付人：株式会社青森みちのく銀行

評価者：株式会社青森みちのく銀行

第三者意見提供者：株式会社日本格付研究所（JCR）

結論：

本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、株式会社青森みちのく銀行（「青森みちのく銀行」）が株式会社三八緑化技術（「三八緑化技術」）に対して実施する中小企業向けのポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、青森みちのく銀行による分析・評価を参照し、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」（モデル・フレームワーク）に適合していること、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIF とは、持続可能な開発目標（SDGs）の目標達成に向けた企業活動を、金融機関等が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

ポジティブ・インパクト金融原則は、4 つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ（PIF イニシアティブ）を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。青森みちのく銀行は、中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し、これらのツールを参照した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、青森みちのく銀行にそれを提示している。なお、青森みちのく銀行は、本ファイナンス実施に際し、中小企業の定義を、ポジティブ・インパクト金融原則等で参照している IFC（国際金融公社）の定義に加え、中小企業基本法の定義する中小企業、会社法の定義する大会社以外の企業としている。

JCR は、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえでポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークとの適合性を確認した。

- ① SDGs の三要素のうちの経済、ポジティブ・インパクト金融原則で参照するインパクトエリア/トピックにおける社会経済に関連するインパクトの観点からポジティブな

成果が期待できる事業主体である。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用創出や雇用の維持を目的とした中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されている。

- ② 日本における企業数では全体の約 99.7%を占めるにもかかわらず、付加価値額では約 56.0%にとどまることからわかるとおり、個別の中小企業のインパクトの発現の仕方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。¹
- ③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

II. ポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークへの適合に係る意見

ポジティブ・インパクト金融原則 1 定義

SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている諸問題に直接対応している。

青森みちのく銀行は、本ファイナンスを通じ、三八緑化技術の持ちうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクトエリア/トピック及び SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、三八緑化技術がポジティブな成果を発現するインパクトエリア/トピックを有し、ネガティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

ポジティブ・インパクト金融原則 2 フレームワーク

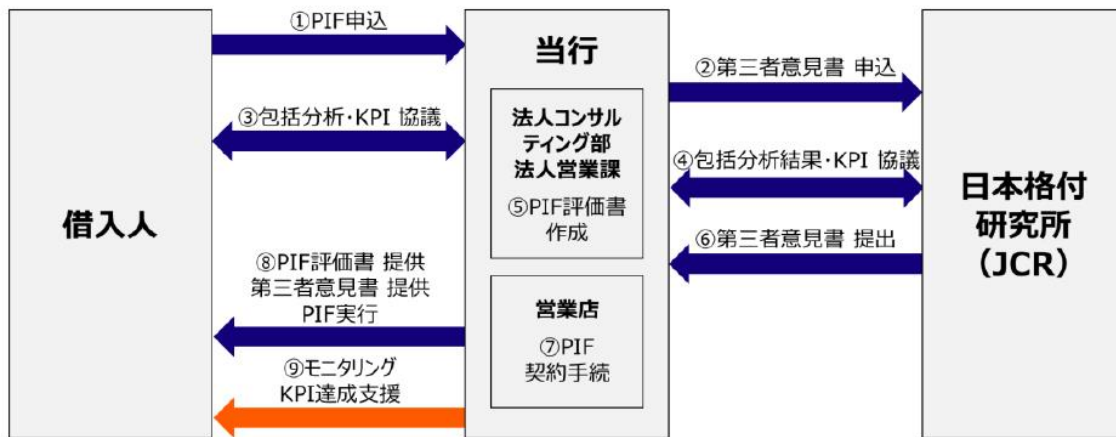
PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

JCR は、青森みちのく銀行が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評価ツールを確立したことを確認した。

¹ 令和 3 年経済センサス・活動調査。中小企業の区分は、中小企業基本法及び中小企業関連法令において中小企業または小規模企業として扱われる企業の定義を参考に算出。業種によって異なり、製造業の場合は資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、サービス業の場合は資本金 5,000 万円以下または従業員 100 人以下などとなっている。小規模事業者は製造業の場合、従業員 20 人以下の企業をさす。

(1) 青森みちのく銀行は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。

PIF評価体制図



(出所：青森みちのく銀行提供資料)

(2) 実施プロセスについて、青森みちのく銀行では社内規程を整備している。

(3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、青森みちのく銀行内部の専門部署が分析方法及び分析ツールを、UNEP FI が定めた PIF モデル・フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

ポジティブ・インパクト金融原則 3 透明性

PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。

- ・本 PIF を通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト
- ・インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス
- ・借入人による資金調達後のインパクトレポーティング

ポジティブ・インパクト金融原則 3 で求められる情報は、全て青森みちのく銀行が作成した評価書を通して青森みちのく銀行及び一般に開示される予定であることを確認した。

ポジティブ・インパクト金融原則 4 評価

事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。

本ファイナンスでは、青森みちのく銀行が、JCR の協力を得て、インパクトの包括分析、特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面のインパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方に整合的であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要素③について、モニタリング結果は基本的には借入人である三八緑化技術から貸付人・評価者である青森みちのく銀行に対して開示がなされることとし、可能な範囲で対外公表も検討していくこととしている。

要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの

要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの

要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの

要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。

IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークに適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

(第三者意見責任者)

株式会社日本格付研究所

サステナブル・ファイナンス評価部長

菊池 理恵子

菊池 理恵子

担当主任アナリスト

川越 広志

川越 広志

担当アナリスト

任田 卓人

任田 卓人

本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、ポジティブ・インパクト・ファイナンスによるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

国連環境計画金融イニシアティブ

「ポジティブ・インパクト金融原則」

「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース

「インパクトファイナンスの基本的考え方」

3. 信用格付業にかかる行為との関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本ポジティブ・インパクト・ファイナンスの事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報は、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りや不正確性が存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果的正確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではありません。また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、損害、付随的損害、派生的損害、またはその他の損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、またはその他の損害を、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他の責任原因評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスに関する見聞や見聞可能なリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であつて、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をすることもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼者の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブの「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性について第三者意見を述べたものです。

事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。

調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をいいます。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会) に外部評価者としてオブザーバー登録、ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債券イニシアティブ認定検証機関)

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体、米国証券取引委員会規則17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示はJCRのホームページ (<http://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL: 03-3544-7013 FAX: 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル